

# 第2期 久慈市 子ども・子育て支援事業計画

概要版

令和2～6年度



令和2年3月

岩手県 久慈市

# 1 久慈市子ども・子育て支援事業計画とは

## ✿ 計画策定の趣旨

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。その後、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や、3歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化といった施策を進めています。

本市においては、平成21年度に策定した「久慈市次世代育成支援行動計画(後期計画)」の方向性を継承しながら、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえた「久慈市子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

今回、「久慈市子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、本市の最上位計画である「久慈市総合計画」等との整合を図りながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和2年度を初年度とする「第2期久慈市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

## ✿ 計画の基本理念と基本目標

基本  
理念

創造性豊かな子どもを 地域みんなで 育み  
支えあう 笑顔あふれる子育てのまち くじ

基本目標1 地域における子育て支援の充実

基本目標2 職業生活と家庭生活の両立支援

基本目標3 子どもの健やかな成長に資する環境の整備

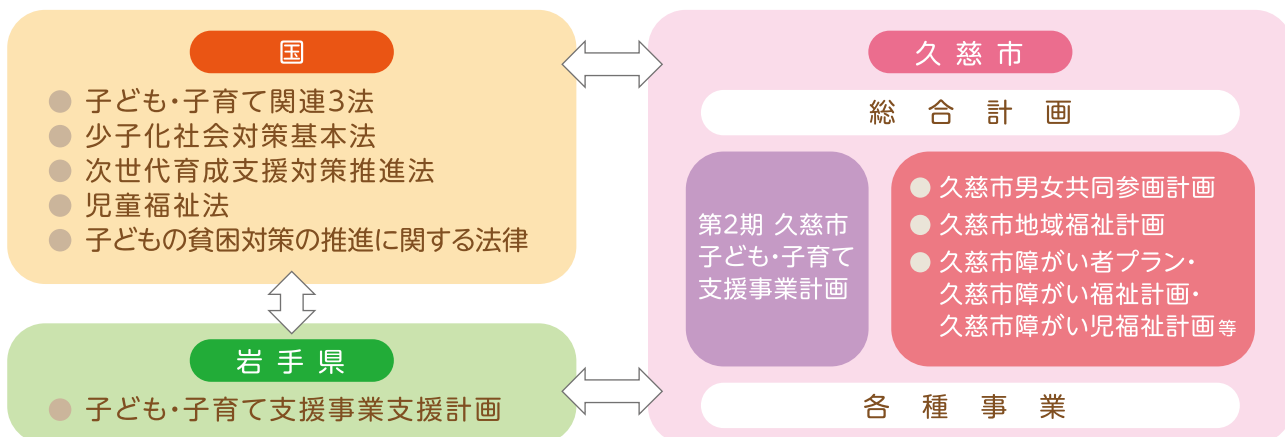
基本目標4 特別な支援が必要な子どもへの配慮



## ✿ 計画期間と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、この計画は、「次世代育成支援行動計画」、「母子保健計画」、「子どもの貧困対策」の内容を内包した本市の子育て支援に関する総合的な計画とします。

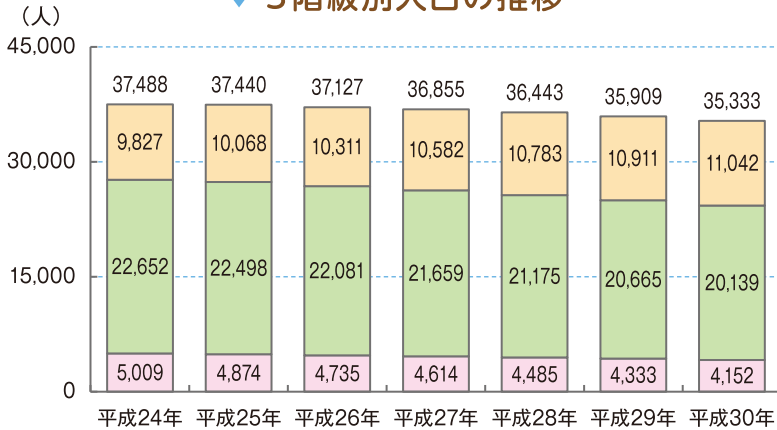
計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。



## 2 子ども・子育てを取り巻く状況

### 人口の推移

▼ 3階級別人口の推移

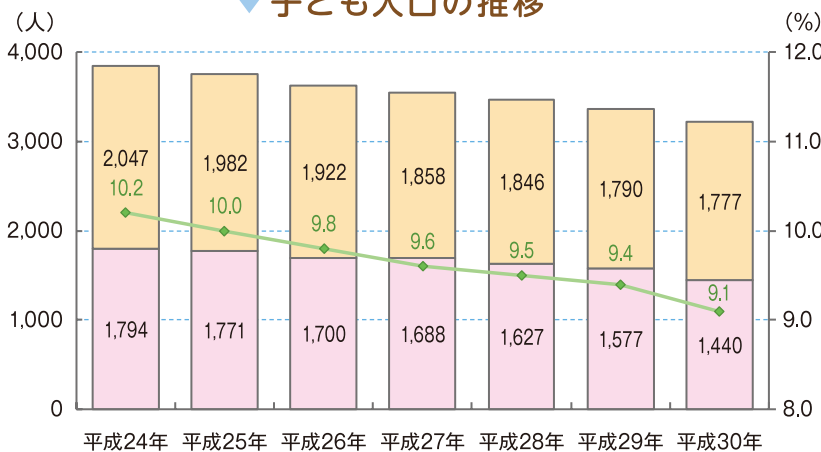


久慈市の総人口は減少傾向にあり、年少人口、生産年齢人口ともに減少が続いています。平成30年4月1日時点における14歳以下の年少人口は、4,152人となっています。

■ 年少人口 (0~14歳) ■ 生産年齢人口 (15~64歳) ■ 老年人口 (65歳以上)

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

▼ 子ども人口の推移



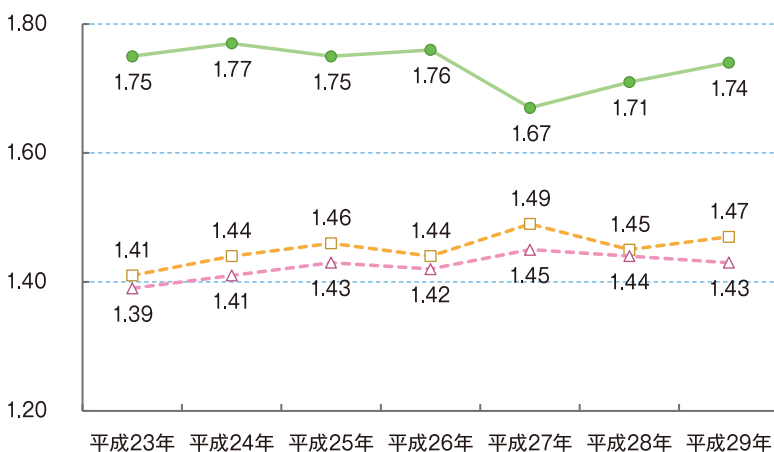
子ども人口の推移をみると、「0~5歳」、「6~11歳」とともに減少傾向にあり、平成30年4月1日時点における「0~5歳」人口は1,440人、「6~11歳」人口は1,777人の計3,217人で、総人口の9.1%となっています。

■ 0~5歳 ■ 6~11歳 ◆ 児童(0~11歳)の割合

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

### 少子化の動向

▼ 合計特殊出生率の推移



合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと推計される子どもの数）は、全国・岩手県を上回る数値で推移しており、平成29年では1.74となっています。

● 久慈市 □ 岩手県 ▲ 全国

資料：岩手県保健福祉年報（人口動態編）、厚生労働省人口動態調査

### 3 子ども・子育て支援の事業展開

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育を必要としない子ども)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育

#### ◆教育・保育施設

		市内に居住する児童						
		総数	1号	2号		3号 (0歳)	3号 (1・2歳)	
				総数	(教育二一ズ)			
令和 2 年度	必要利用者数 (①)	979	73	578	(0)	42	286	
	提供体制 (②)	市内施設	1,120	95	609	(0)	99	317
		市外施設	0	0	0	(0)	0	0
	②一①	141	22	31	(0)	57	31	
令和 4 年度	必要利用者数 (①)	875	63	500	(0)	39	273	
	提供体制 (②)	市内施設	1,120	95	609	(0)	99	317
		市外施設	0	0	0	(0)	0	0
	②一①	245	32	109	(0)	60	44	
令和 6 年度	必要利用者数 (①)	819	59	470	(0)	36	254	
	提供体制 (②)	市内施設	1,120	95	609	(0)	99	317
		市外施設	0	0	0	(0)	0	0
	②一①	301	36	139	(0)	63	63	

#### ◆放課後児童健全育成事業

		市内に居住する児童		
		総数	小学校 1～3年生	小学校 4～6年生
令和 2 年度	必要利用者数 (①)	572	396	176
	提供体制 (②)	554	383	171
	②一①	△18	△13	△5
令和 4 年度	必要利用者数 (①)	525	357	168
	提供体制 (②)	554	376	178
	②一①	29	19	10
令和 6 年度	必要利用者数 (①)	468	319	149
	提供体制 (②)	594	404	190
	②一①	126	85	41



## ✿「教育・保育」

### ◆教育施設（幼稚園、認定こども園【幼稚園部分】）

1号認定子ども

幼稚園とは学校教育法に基づく教育施設で、保護者の就労状況に関わらず3歳から入園できます。また、認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能を併せ持った施設であり、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも継続して利用できる施設です。

平成31年度の現状

私立認定こども園5施設

主な確保  
の方策

- 令和2年度から令和6年度まで、各年度とも幼保連携型認定こども園で提供量を確保します。

### ◆保育施設（認可保育所、認定こども園【保育所部分】）

2号認定、3号認定子ども

認可保育所とは保護者の就労や病気などで、家庭で子どもをみることができない場合に保護者の代わりに保育する県の認可を受けた施設です。

平成31年度の現状

認可保育所15施設  
(公立2施設、私立13施設)

主な確保  
の方策

- 2号認定、3号認定ともに認可保育所及び幼保連携型認定こども園で提供量を確保します。
- 認定こども園を希望する利用者が増加していることに対応するため、認定こども園の普及推進に努めます。

## 《地域型保育事業》

子ども・子育て支援制度では、原則として3歳未満の子どもを小規模な保育環境で保育する地域型保育事業が創設されました。本市では未実施のため、実績はありません。

なお、地域型保育事業は、市町村が定める設備や運営の基準を満たした事業であり、以下の4事業に区分されます。

- **家庭的保育事業** …… 家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業で、家庭的保育者の居宅などで子どもを預かるサービスです。
- **小規模保育事業** …… 市が定める認可基準に適合した小規模な保育施設において、満3歳未満の子どもを少人数(6~19名)単位で預かる事業です。
- **事業所内保育事業** …… 企業などが、主に従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業で、従業員のほかに、保育を必要とする地域の子どもの受入も行う保育施設です。
- **居宅訪問型保育事業** …… 保育を必要とする子どもの居宅等において、ベビーシッターのような家庭的保育者が、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施する事業です。

主な確保  
の方策

- NPO法人などにより類似する事業が行われており、今後のニーズや事業者等の意向を踏まえて対応します。

## ✿「地域子ども・子育て支援事業」

### 《利用者支援事業》

子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育事業や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

主な確保  
の方策

- 令和2年度の開設に向けた準備を進めています。

## 《 地域子育て支援拠点事業 》

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

平成31年度の現状

子育て支援センター  
1か所  
つどいの広場  
1か所

主な確保  
の方策

- 提供量には不足が生じない見込みなので、提供内容の充実を図っていきます。
- 多くの市民に利用いただけるよう、事業の積極的な広報や周知活動に努めていきます。
- 利用者の利便性の向上を図るため、土曜・日曜にも子育て支援に関する事業を開催するなど、事業の実施方法等に工夫を凝らしていきます。
- 子どもや子育てに関する相談・助言等の質的な向上に努めていきます。

## 《 乳児家庭全戸訪問事業 》

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

主な確保  
の方策

- 提供量には不足が生じない見込みなので、全ての家庭に訪問できるように、訪問事業の周知・啓発、妊娠や出産に関する情報把握や情報管理方法の改善に努めていきます。

## 《 養育支援訪問事業 》

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を確保する事業です。

主な確保  
の方策

- 提供量には不足が生じない見込みなので、関係機関との連携協力を図りながら、養育支援が必要な家庭に対する支援の継続に努めていきます。

## 《 子育て短期支援事業 》

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))ですが、本市での実績はありません。

## 《 一時預かり事業 》

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

主な確保  
の方策

- 提供量には不足が生じない見込みなので、提供内容の充実を図っていきます。
- 保育所等が実施している一時預かり事業の周知に努めるとともに、これまで以上に利用希望者が円滑に利用できるよう、利用者の支援に努めていきます。

## 《 延長保育事業 》

保育の認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

平成31年度の現状

認可保育所15施設  
認定こども園5施設

主な確保  
の方策

- 提供量には不足が生じない見込みなので、保護者ニーズに応じた延長時間の設定や延長時間の拡大など、保育所等と連携・協力を図りながら、提供内容の充実に努めていきます。

## 《 病児・病後児保育事業 》

病児・病後児保育事業は、子どもが病気の際に保護者の就労などにより、自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士等が一時的に保育する病児対応型や、保育中に体調不良となった児童の応急的な対応を行う体調不良児対応型などの事業です。

### 平成31年度の現状

病児対応型の病児保育施設  
1施設  
体調不良児対応型の認可保育所  
2施設

### 主な確保 の方策

- 提供量には不足が生じない見込みなので、病児保育の提供内容の充実を図っていきます。
- 平成26年度に事業開始した病児保育室が広く周知され、保護者から積極的に利用されるよう、普及促進への協力を行うなど、事業者と連携を図るとともに運営支援に努めていきます。

## 《 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) 》

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や学童保育の専用施設等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

### 平成31年度の現状

放課後児童クラブ  
10施設  
(平成31年4月1日現在)

### 主な確保 の方策

- 不足する見込みの提供量については、放課後児童クラブ未設置の小学校区への新たな施設整備や利用者の増加によりスペースが手狭になっている既存施設の整備など、その必要性や優先度等を勘案しながら、それぞれの状況に適した確保方策により、令和6年度を目標に約80人分の提供量の確保に努めます。
- また、希望する全ての小学生を受け入れるため、他の放課後児童クラブの利用や、施設の新設等を進めます。その際、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の実施について、1か所での事業実施を目指します。
- 放課後子ども教室については、引き続き、各市民センター(中央・長内・小久慈・大川目・夏井・宇部・侍浜・山形)を中心に実施していきます。

## 《 ファミリー・サポート・センター事業 》

乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方(利用会員)と当該援助を行うことを希望する方(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業ですが、本市での実績はありません。

## 《 妊婦健康診査 》

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 主な確保 の方策

- 現状の提供量には不足が生じていないので、全ての方に妊婦健診を受診してもらえるよう、思春期保健事業などを活用しながら、妊婦検診の大切さや意味合いなどが広く認識されるよう周知・啓発の推進に努めます。

## 《 実費徴収に係る補足給付を行う事業 》

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。今後、施設における実費徴収の状況等を踏まえて検討し、対応します。

## 《 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 》

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。今後、事業量の確保策や特別保育事業などを進める中で状況に応じて対応します。

## 4 次世代育成支援の施策展開

### ◆ 基本目標

地域における子育て支援の充実

職業生活と家庭生活の両立支援

子どもの健やかな成長に資する環境の整備

特別な支援が必要な子どもへの配慮

### ◆ 推進施策

- 推進施策1 地域における子育て支援の充実
- 推進施策2 児童健全育成支援の充実
- 推進施策3 幼児期の教育・保育の充実

- 推進施策1 仕事と子育ての両立(多様な保育サービス等の充実)
- 推進施策2 多様な働き方への支援

- 推進施策1 子どもや母親の健康確保
- 推進施策2 児童の健やかな育成に資する環境の整備
- 推進施策3 子どもの安全と安心の確保

- 推進施策1 児童虐待防止対策の充実
- 推進施策2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 推進施策3 障がい児施策の推進
- 推進施策4 経済的困難を抱える家庭への支援

## 5 計画の推進体制

### ✿ 計画の推進

本計画を効果的に推進するにあたっては、家庭、地域社会、学校、企業、行政等の関係が役割分担を明確に行い、相互に連携を図ることで、市全体が一体となって子育て家庭を支援していくよう努めていきます。

### ✿ 関係機関との連携

計画推進に向けて、国、岩手県、近隣市町村をはじめ、市内企業や地域の関係機関との連携の強化を図っていきます。

### ✿ 計画の進行管理及び計画の点検・評価

毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、事業目標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、事業目標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。

## 第2期 久慈市子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行年月：令和2年3月 発行：久慈市 編集：久慈市福祉事務所子育て支援課  
〒028-8030 岩手県久慈市川崎町1番1号  
TEL：0194-52-2169(直通) FAX：0194-52-2367